

3 擁壁の設置に関する技術的基準

政 令

(擁壁の設置に関する技術的基準)

第六条 法第九条第一項の政令で定める技術的基準のうち擁壁の設置に関するものは、次のとおりとする。

- 一 切土又は盛土（第三条第四号の切土又は盛土を除く。）をした土地の部分に生ずる崖面で次に掲げる崖面以外のものには擁壁を設置し、これらの崖面を覆うこと。
- イ 切土をした土地の部分に生ずる崖又は崖の部分であつて、その土質が別表第一上欄に掲げるものに該当し、かつ、次のいずれかに該当するものの崖面
- (1) その土質に応じ勾配が別表第一中欄の角度以下のもの
- (2) その土質に応じ勾配が別表第一中欄の角度を超え、同表下欄の角度以下のもの（その上端から下方に垂直距離五メートル以内の部分に限る。）
- ロ 土質試験その他の調査又は試験に基づき地盤の安定計算をした結果崖の安定を保つために擁壁の設置が必要でないことが確かめられた崖面
- 二 前号の擁壁は、鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造又は間知石練積み造その他の練積み造のものとする。
- 2 前項第一号イ(1)に該当する崖の部分により上下に分離された崖の部分がある場合における同号イ(2)の規定の適用については、同号イ(1)に該当する崖の部分は存在せず、その上下の崖の部分は連続しているものとみなす。

別表第一

土質	擁壁を要しない勾配の上限	擁壁を要する勾配の下限
軟岩（風化の著しいものを除く。）	六十度	八十度
風化の著しい岩	四十度	五十度
砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土その他これらに類するもの	三十五度	四十五度

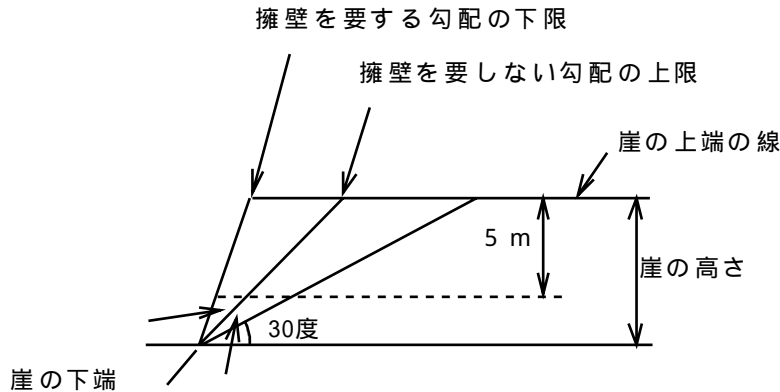
(1) 擁壁で覆う切土又は盛土

第一項第一号の切土又は盛土とは、それぞれ宅地造成である切土又は盛土を指します(令第一条第一号)。宅地造成とは、切土の場合には高さが二メートルをこえる崖、盛土の場合には高さが一メートルをこえる崖及び切土と盛土を併せて行う場合には二メートルをこえる崖を生ずることとなるものをいいます(令第三条。ただし、第四号を除く。)。

要するに、切土の場合には高さが二メートル、盛土の場合には高さが一メートル及び切土と盛土を併せて行う場合の二メートルをこえる崖(勾配が三十度をこえる土地の部分)は、擁壁で覆わなければなりません。

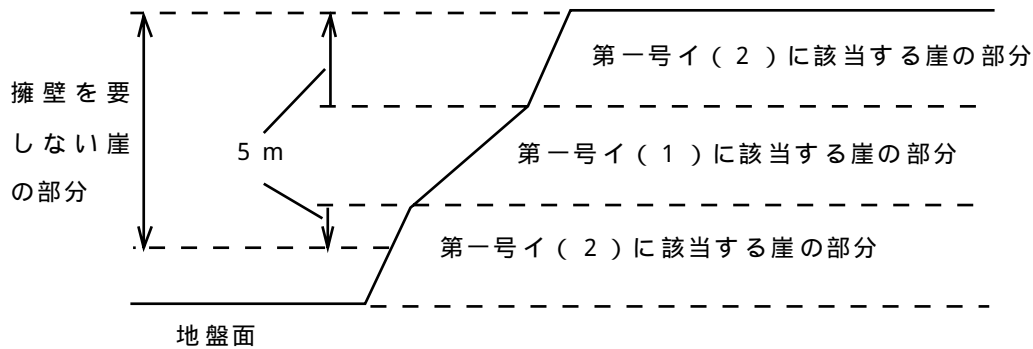
(2) 切土の場合の緩和

第一項第一号イを図に示すと下図のようになります。



、 、 : 擁壁不要
 : 擁壁必要

第二項の場合において、第一号イ(1)に該当する崖の部分により上下に分離された崖の部分があるときの考え方を図に示すと下図のようになります。



(3) 地盤の安定計算

第一項第一号口の崖の安全を確かめるための計算は、一般に円弧すべりを想定して行います。

(4) 擁壁の構造

第一項第二号の「その他の練積み造」とは、雑割石、野面石、玉石等のほかコンクリートブロック等による練積み造の構造で、その比重・強度・耐久性等が間知石と同等以上のものを指します。また、胴込め及び裏込めに用いられるコンクリートも軽量のものであってはなりません。

大谷石積みの擁壁又はレンガ積み等の擁壁は義務設置擁壁の擁壁としては認められません。